

(別表1) 平成28年度にモニタリング検査前的大豆・そばの出荷自粛等を要請している地域 (平成28年6月21日付け自粛要請)

(平成28年12月20日現在)

市町村名	「大豆」の出荷自粛等を要請している地域	「そば」の出荷自粛等を要請している地域
川俣町	山木屋村(居住制限区域)、山木屋村(解除準備区域)	山木屋村(居住制限区域)、山木屋村(解除準備区域)
二本松市	杉田村、石井村	
本宮市	本宮町、仁井田村、和本沢村(本宮町)、白岩村、和本沢村(白沢村)	
大玉村	大山村	
郡山市	目和田町、逢隈村、高野村	
天栄村	法戸村、夫里村、牧本村	
白河市	大屋村、信夫村	
南相馬市	太田村(旧解除準備区域)、大甕村(旧解除準備区域)、石神村(旧解除準備区域)、石神村(旧居住制限区域)、石神村(帰還困難区域)、小高町(旧解除準備区域)、福浦村(旧解除準備区域)、金房村(旧解除準備区域)、金房村(旧居住制限区域)、金房村(帰還困難区域)	太田村(旧解除準備区域)、大甕村(旧解除準備区域)、石神村(旧解除準備区域)、石神村(旧居住制限区域)、石神村(帰還困難区域)、小高町(旧解除準備区域)、福浦村(旧解除準備区域)、金房村(旧解除準備区域)、金房村(旧居住制限区域)、金房村(帰還困難区域)
飯館村	大館村(解除準備区域)、大館村(居住制限区域)、飯曾村(解除準備区域)、飯曾村(居住制限区域)、飯曾村(帰還困難区域)	大館村(解除準備区域)、大館村(居住制限区域)、飯曾村(解除準備区域)、飯曾村(居住制限区域)、飯曾村(帰還困難区域)
檜葉町	竜田村(旧解除準備区域)、木戸村(旧解除準備区域)	竜田村(旧解除準備区域)、木戸村(旧解除準備区域)
富岡町	富岡町(解除準備区域)、富岡町(居住制限区域)、富岡町(帰還困難区域)、上岡村(解除準備区域)、上岡村(居住制限区域)	富岡町(解除準備区域)、富岡町(居住制限区域)、富岡町(帰還困難区域)、上岡村(解除準備区域)、上岡村(居住制限区域)
川内村	川内村(旧解除準備区域)	川内村(旧解除準備区域)
大熊町	熊町村(帰還困難区域)、大野村(解除準備区域)、大野村(居住制限区域)、大野村(帰還困難区域)	熊町村(帰還困難区域)、大野村(解除準備区域)、大野村(居住制限区域)、大野村(帰還困難区域)
双葉町	新山町(帰還困難区域)、長塚村(帰還困難区域)、請戸村(解除準備区域)	新山町(帰還困難区域)、長塚村(帰還困難区域)、請戸村(解除準備区域)
浪江町	浪江町(解除準備区域)、浪江町(居住制限区域)、幾世橋村(解除準備区域)、請戸村(解除準備区域)、大堀村(居住制限区域)、大堀村(帰還困難区域)、苅野村(解除準備区域)、苅野村(居住制限区域)、苅野村(帰還困難区域)、津島村(帰還困難区域)	浪江町(解除準備区域)、浪江町(居住制限区域)、幾世橋村(解除準備区域)、請戸村(解除準備区域)、大堀村(居住制限区域)、大堀村(帰還困難区域)、苅野村(解除準備区域)、苅野村(居住制限区域)、苅野村(帰還困難区域)、津島村(帰還困難区域)
葛尾村	葛尾村(旧解除準備区域) 、葛尾村(旧居住制限区域)、葛尾村(帰還困難区域)	葛尾村(旧解除準備区域)、葛尾村(旧居住制限区域)、葛尾村(帰還困難区域)

※避難指示区域は、平成28年4月1日時点

「旧市町村名」の地域は、モニタリング検査を終了し出荷・販売が可能となった地域

上記以外の出荷自粛等を要請しない地域についても、出荷・販売開始前にモニタリング検査を実施します。出荷・販売をするに当たり、必ず福島県水田畑作課のホームページ「平成28年産穀類のモニタリング検査の市町村別進捗状況」で出荷・販売可能かどうかを確認してください。

【参考】

品目	左記の代表例
非結球性葉菜類	ホウレンソウ、コマツナ、カキナ、あぶらな、ちぢれ菜、紅葉苔、くきたちな、カブレ菜、信夫冬菜、山東菜、べかな、非結球はくさい、チンゲンサイ、パクチョイ、タアサイ、たかな、かつおな、からしな、みずな、たいさい、サラダ菜、サニーレタス、しゅんぎく、フダンソウ、なばな、さいしん、オータムポエム、かいらん、つぼみな、みずかけな、ケール、しろな、仙台雪菜、千宝菜、のざわな、べんり菜、山形みどりな、わさびな、サンチュ、プチヴェール、ウルイ、クレソン、ルッコラ、ナズナ、アイスプラント、葉ダイコン、ふきのとう、オカヒジキ、さんしょう(葉)、ジウネン(葉)、ツルムラサキ、モロヘイヤ 等
結球性葉菜類	キャベツ、はくさい、結球レタス、芽キャベツ 等
アブラナ科花蕾類	ブロッコリー、カリフラワー、茎ブロッコリー 等
カブ	こかぶ、赤かぶ、聖護院かぶ 等
たけのこ	もうそうちく、まだけ、はちく 等
野生きのこ(菌根菌類)	アイトケ、アカモミタケ、アミタケ、ウラベニホテイシメジ、オオモミタケ、カラストケ、キシメジ、クリフウセンタケ、クロカワ、コウタケ、サクラシメジ、シモフリシメジ、シャカシメジ、ショウゲンジ、チチタケ、ハツタケ、ハナイグチ、ホウキタケ、ホンシメジ、マツタケ、ムレオオフウセンタケ、ヤマイグチ、ヤマドリタケモドキ 等
野生きのこ(腐生菌類)	ウスヒラタケ、エゾハリタケ、エノキタケ、オオイチョウタケ、クリタケ、サケツバタケ、サンゴハリタケ、タモギタケ、チャナメツムタケ、トンビマイタケ、ナメコ、ナラタケ、ヌメリシギタケ、ハタケシメジ、ヒラタケ、ブナシメジ、ブナハリタケ、マイタケ、マスタケ、ムキタケ、ムラサキシメジ、ヤマブシタケ 等
ワサビ(畑において栽培されたものに限る。)	葉ワサビ、根ワサビ、花ワサビ

注1) 避難指示区域※(帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域)においては、上記「摂取や出荷等を差し控えるよう要請している福島県産の食品について」に記載されていない品目であっても、営農の制限などによりモニタリング検査による安全性が確認されていない品目があります。

営農再開や出荷にあたっては各市町村に相談願います。

※避難指示区域を含む市町村は、南相馬市、川俣町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

注2) 野生の山菜や樹実類などについては、帰還困難区域、居住制限区域においては、採取を差し控えてください。また、避難指示解除準備区域において、出荷を希望される場合は、事前に下記まで連絡をお願いします。

〈注2〉の連絡先〉

- ・農林水産部林業振興課
- ・県北農林事務所森林林業部林業課(川俣町)
- ・相双農林事務所森林林業部林業課(南相馬市、飯舘村)
- ・相双農林事務所富岡林業指導所(双葉郡)

電話：024-521-7432

電話：024-521-2632

電話：0244-26-4305

電話：0244-26-4302